平成２４年（フ）第２２８号
奈良市神殿町327番地の２　ジュネス神殿316号
債務者　今谷　久美
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２５１号
奈良県桜井市朝倉台西１丁目1000番地の10
債務者　野﨑　　優
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２５２号
奈良県桜井市朝倉台西１丁目1000番地の10
債務者　野﨑ひろみ
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２８１号
奈良県大和郡山市九条町1064番地６　ルミエール九条Ｂ棟201号
債務者　中西　　健
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４６８号
広島市安佐南区川内１丁目14番17―１号
債務者　澤井　静代
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９７号
山口県玖珂郡和木町関ヶ浜２丁目４番１―501号、申立時の住所広島県大竹市立戸３丁目１番３号
債務者　小田　　綾（旧姓本廣）
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９８号
広島市中区光南３丁目４番24―301号
債務者　田中　和子（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２９号
広島市安佐南区長束西２丁目２番３―102号
債務者　利重　　忍
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０７号
広島市安佐南区相田２丁目10番５―305号
債務者　延藤ロリータこと　ＥＮＤＯ　ＬＯＬＩＴＡ　ＢＵＣＡＯ
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１０号
香川県高松市茜町26番10―305号
債務者　村上　君香（旧姓角屋）
１　決定年月日時　平成24年８月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９７８号
福岡市西区壱岐団地43番305号
債務者　日高　靖文
１　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９７９号
福岡市西区壱岐団地43番305号
債務者　日高美代子
１　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１７４号
福岡県糸島市二丈武333番地23
債務者　稲田幸太郎
１　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２３９号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目３番１―402号
債務者　池田ゆかり
１　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２６９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒18番地３ルミナス篠栗北弐番館103号
債務者　高島　光春
１　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２８４号
福岡市西区姪の浜２丁目21番16―201号
債務者　木下ひとみ
１　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部